

別表3 介護職員処遇改善 実績報告書

施設名 ケアハウス〇〇

①	処遇改善額(※1)	職種	職員数	月数	単価	実績額			
		施設長	1 人	12ヶ月	×	3,000	=	36,000	
		生活相談員	1 人	12ヶ月	×	3,000	= 36,000		
		介護職員	1 人	12ヶ月	×	15,000	= 180,000		
		栄養士	1 人	12ヶ月	×	3,000	= 36,000		
		事務員	1 人	12ヶ月	×	3,000	= 36,000		
		調理員	2 人	12ヶ月	×	3,000	= 72,000		
		その他職員	2 人	12ヶ月	×	3,000	= 72,000		
		処遇改善総額					468,000		
②	補助金のうち、職員の処遇改善に係る額(※2)	417,600 円		計算単価	1,000	×	民改費 A 1.16	×	入所者数 360
③	処遇改善額と処遇改善に係る補助金額の比較	処遇改善額	468,000	補助金額	417,600		差額※3	50,400	
④	賃金改善を行った給与の種類 ※該当する項目にチェックしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)					
		<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他	()					
⑤	賃金改善実施期間	令和 6 年 4 月	～	令和 7 年 3 月					
⑥	具体的な取組内容 ※該当する項目にチェックし、具体的な内容を下欄に記載してください。	(当該施設において賃金改善内容の根拠となる規則・規定)							
		<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金規定の見直し	<input type="checkbox"/> その他 ()					
	①令和4年4月1日から 介護職員9,000円/月、その他の職員2,000円/月の賃金引上げを行った。 ②令和6年4月1日から 介護職員6,000円/月、その他の職員1,000円/月の賃金引上げを行った。								

※1 介護職員について、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員は含まないでください。

※2 「令和6年度 埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」における【表1】サービスの提供に要する基本額(月額)「◎職員の処遇改善に係る増額」に当たる金額に民改費の加算率を乗じた額を加え、入所者数を乗じた金額となります。
 具体的な金額はお送りしている「サービスの提供に要する費用 設定状況表」の「上記のうち職員の処遇改善に係る額(※1)」に記載された金額をご確認ください。

※3 差額に記載された金額がマイナスの場合は、補助金額分の処遇改善が行われていないこととなり、補助金の返還が生じる可能性があります。

※一般入所者の入所日数が「0」となる月は開設月数に算入しない。